

企業消費支出の再検討*

菅 幹 雄

1. 問題の所在

2014年4月の消費税率引き上げ以降、消費動向を示す二つの指標に異なる傾向が観察された。すなわち経済産業省「商業動態統計調査」では消費が順調に回復したが、総務省統計局「家計調査」では消費が停滞した。両者の食い違いはエコノミストの間で大きな話題となった。そこで総務省では、消費全般の動向を、マクロ、ミクロの両面で捉える、速報性を備えた包括的な消費関連指標の在り方について検討することを目的として、「速報性のある包括的な消費関連指標の在り方に関する研究会」を2016年に設置した。

同研究会における議論で再認識されたことは、商業動態統計調査も家計調査も消費動向を示す指標ではあるが、概念が違う統計なので両者の単純な比較はできないことであった。経済産業省「商業動態統計調査」は供給側の統計であり、総務省統計局「家計調査」は需要側の統計である。経済産業省「商業動態統計調査」には企業消費や訪日外国人旅行客のインバウンド消費が含まれるが、総務省統計局「家計調査」には含まれない。両者

* 本稿の作成においては植松良和氏、岩佐哲也氏、小川友彬氏、高田聖治氏から貴重なアドバイスをいただいた。ここに記して感謝申し上げます。ただし言うまでもなく、本稿に残る誤りは筆者の責任である。

の傾向の違いの一因に企業消費やインバウンド消費があることが考えられた。

企業消費支出は産業連関表では最終需要における家計外消費支出とされているが、国民経済計算では中間投入とされGDPに含まれない。したがって、企業消費支出が増えても、GDPには影響しない。だが、上記の研究会で指摘されたのは、雇業者向け娯楽等の現物給付は中間投入として扱われているが、国際基準を踏まえ雇業者報酬、すなわち粗付加価値として扱うこともありえるのではないかということであった。もしそうであるならば、企業消費の一部は雇業者報酬及び家計最終消費支出となり、企業消費が増えれば、GDPに影響を及ぼすことになる。本稿ではこの指摘を踏まえて企業消費の再検討を我が国の国民経済計算及び産業連関表の視点から行ったものである。

なお本稿の題名を「家計外消費の再検討」としなかったのは、企業消費＝家計外消費でないこと、企業消費支出は家計外消費支出より広い概念であるとの認識からである。なお本稿における引用では、言葉遣い等は原文ママとして原則改変をしていない。ただし、引用した議事録中の人名は伏せた。

2. 我が国の産業連関表における家計外消費支出部門の規模

図1は1990年から2011年までの我が国の産業連関表における家計外消費支出の規模の推移を示している。1995年のピーク時には19.4兆円であったが、それ以降、減少傾向にあり、2011年には13.6兆円である。

図1 我が国の産業連関表における家計外消費支出の規模の推移

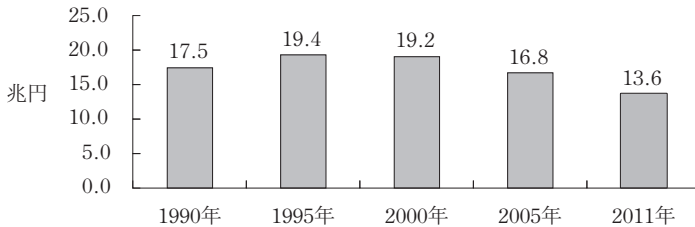


表1は家計外消費支出部門の主要投入（生産者価格表示，2011年）を示している。飲食サービスが47.2%，宿泊業が10.9%，娯楽サービスが8.3%，小売業が8.0%である。飲食サービス投入はビジネスの接待における支出，宿泊業投入は出張における宿泊と考えられる。なお，出張旅費のうち運賃支出は家計外消費支出には含まれない。また娯楽サービス投入内訳を見ると，スポーツ施設提供業・公園・遊園地が57.44%，遊戯場が34.37%である（表2）。

表1 家計外消費支出部門の主要投入（生産者価格表示，2011年）

部門コード	部門名	百万円	%
6721	飲食サービス	6,439,435	47.2
6711	宿泊業	1,487,906	10.9
6741	娯楽サービス	1,131,107	8.3
5112	小売	1,096,414	8.0
5111	卸売	455,979	3.3
6411	医療	329,480	2.4
5722	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	258,815	1.9
6421	保健衛生	258,462	1.9
1141	たばこ	175,753	1.3
1121	酒類	162,851	1.2
	その他	1,837,094	13.5
7000	内生部門計	13,633,296	100

表2 家計外消費支出部門の娯楽サービス投入の内訳（生産者価格表示，2011年）

部門コード	部門名	百万円	%
6741041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	649,670	57.44
6741051	遊戯場	388,724	34.37
6741011	映画館	63,981	5.66
6741021	興行場（映画館を除く）・興行団	27,010	2.39
6741099	その他の娯楽	1,489	0.13
6741031	競輪・競馬等の競走場・競技団	233	0.02
	娯楽サービス	1,131,107	100

表3は家計外消費支出による生産誘発額（生産者価格表示，2011年）を示している。生産誘発額の合計は約23.8兆円である。波及先で相対的に大きいのは飲食サービス（26.9%），卸売（6.5%），小売（6.2%），宿泊業（5.6%），娯楽サービス（4.8）である。

表3 家計外消費支出による生産誘発額（生産者価格表示，2011年）

部門コード	部門名	百万円	%
6721	飲食サービス	6,395,742	26.9
5111	卸売	1,540,456	6.5
5112	小売	1,471,901	6.2
6711	宿泊業	1,328,773	5.6
6741	娯楽サービス	1,149,388	4.8
6699	その他の対事業所サービス	693,775	2.9
1121	酒類	506,926	2.1
5722	道路貨物輸送（自家輸送を除く。）	491,204	2.1
4611	電力	383,860	1.6
1119	その他の食料品	351,909	1.5
	その他	9,440,867	39.7
	合計	23,754,801	100

3. 我が国の産業連関表における家計外消費支出部門の定義

3.1 昭和26年産業連関表

昭和26年産業連関表は我が国の行政機関が作成した最初の産業連関表の一つであり，通商産業省が作成したものである（もう一つの表は経済審議庁が作成した）。その最初の産業連関表から既に家計外消費部門が擬制部

門として存在した。通商産業省 [1956] によればその定義・範囲は「旅費、交際接待費、福利費ならびに外国人の国内での消費支出（在日外交団、駐留軍、および海外からの旅行者の消費支出）」(p.447) からなっている。現在の表では直接購入（輸出）となっている外国人の国内での消費支出が家計外消費に含まれていたことがわかる。

家計外消費の推計方法については、総生産額（今日の国内生産額）と投入の内訳のそれぞれについて説明がある。まず総生産額の推計であるが、「国内の企業が支払う家計外消費は、各部門の総生産額にそれぞれ一定の比率を乗じて算出し、これを合計したうえ、これに国際収支統計からえられる特需と輸出部門の家計外消費を加算して総生産額が算出せられる」(p.448) と記している。このうち「国内の企業が支払う家計外消費」が今日の産業連関表の家計外消費支出に該当し、「特需と輸出部門の家計外消費」は今日では輸出に含まれる。

さらに「各部門が負担する比率であるが、各企業の財務資料すなわち、損益計算書その他から福利費、交際費の費用構成の比率を推計した」(p.448) と記している。すなわち、後年のように特別な調査は実施していない。

次に投入の内訳の推計であるが、「これは主として、酒、煙草、旅費、飲食店、サービス等からなっており、「酒と煙草については、総生産額から、家計消費、飲食店、サービスに用いられる部分を差し引いた残額を当て、旅費については家計消費と家計外消費に半々に配分し」、「飲食店およびサービスについても、酒、煙草の場合と同様に家計消費分を差し引いた残額をもってあてている」(p.448) と記している。このように生産額から各部門で消費した分を差し引いた残りを家計外消費支出としているのであり、「家計消費部門全体の精度は、相対的に低いことをあらかじめ断っておく必要がある」(p.448) と記している。

3.2 昭和30年産業連関表

昭和30年産業連関表は、関係府省庁の共同作業による最初の産業連関表である。行政管理庁〔1961〕によれば「表作成便宜上設けられた仮設部門」(p.10)として「事務用品」、「梱包」、「鉄屑」、「非鉄金属屑」とならんで「家計外消費」がある。その内容は「各部門が支出した旅費、交際費、福利厚生費などから成っている」(p.10)。ちなみに昭和26年表では家計外消費に含まれていた「特需」(外国駐留軍の財貨・サービスの購入および国内消費)が独立してたてられている。

3.3 昭和35年産業連関表

行政管理庁編〔1963-64〕は昭和35年産業連関表における家計外消費支出の定義・範囲について次のように記している。「家計外消費とは企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する。ただし、国民経済計算における概念上勤労所得として処理されている「法定福利費」、「現物給与見積額」、「通勤交通費支給額」、「退職金支払額」等は含まれない」(p.161)。したがって、昭和30年産業連関表と定義・範囲は同じである。

家計外消費支出の推計においては「法人企業間接調査」を基礎資料として用いている。「家計外消費に同調査の対象から除外された農林水産業、金融保険業、および政府部門の家計外消費を別途推計加算して全国の総額を算定した。なお、前記調査に基づいた推計値のうち、食料品製造業、鉄鋼業、運輸通信業、非営利団体等については、別途より精度の高いと思われる資料によって、補正を行なっている」(p.161)と記している。

楠田〔1964〕によれば、「法人企業間接調査」とは「昭和35年度において各企業が事業に必要とした営業経費(売上原価、一般管理費および販売費)のうち、主としてサービス・コストおよび企業の消費的経費の内訳を調査し、昭和35年産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とし

たもの」であり、「法人企業4,600社についてメール調査を行ったものである。この種の調査は最初のものであり、その内容からいって、テスト・ケースたるべき性格のものである」。すなわち、家計外消費支出の推計を目的として実施された初めての調査であることがわかる。

楠田 [1964] は同調査の精度の問題について次のように書いている。同調査は「また、企業経理上からみて特殊な分類を行った調査票によっているので、記入上困難を生じた企業もかなりみられ、調査票の回収率は約50%であった。そのため回収された企業を従業員階級別（29人以下、30～299人、300人以上の3階級）にみると、29人以下の下層規模の企業の回収率が悪く、どちらかといえば上層規模にかたよったものになっている」。産業連関表作成のための特別調査は今日でも同様な問題を抱えている。

行政管理庁編 [1963-64] は当時の国民経済計算における家計外消費支出の取り扱いの問題点についても言及しており、「家計外消費のうち、福利厚生費は企業が従業員に対し、直接報酬以外に与えるもので、いわば間接的給与に属するものであり、直接産業の活動に関係のある交際費・旅費および交通費とはその性格が異なるもの」とし、ただし「交際費における贈答品や出張旅費における日当のように経済的利益が特定の個人に帰属するものについては間接的給与として分離することが必要」（p.161）と記している。

当時の国民経済計算における企業消費支出の取り扱いについては、「家計外消費全額が中間財として国民所得推計から除外されているが、理論的にはそのうち間接給与的性格をもっているものについては、国民所得に含められるべき」としつつも、「実際にこの部分を推計することは資料的制約からほとんど不可能であり、現在の段階では改正に踏み切ることが困難であろう」（行政管理庁編 [1963-64], p.161）と記している。すなわち、家計外消費支出の中には本来、付加価値とすべきものがあるが、資料の制約から付加価値としていなかったのである。

3.4 昭和40年産業連関表

昭和40年産業連関表でも引き続き家計外消費支出部門がたてられた。行政管理庁編〔1969〕は昭和40年産業連関表における家計外消費支出の定義・範囲について次のように記している。「家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の諸機関が支払う経費で、民間消費支出に類似している経費からなる。現行の国民所得統計ではこれを生産活動に必要な営業経費とみて所得から控除しているが、産業連関表においてはこれらの費用を営業経費とみるよりむしろ営業余剰の一部を構成し、産業部門から民間消費支出部門に現物で移転されるものと考え、粗付加価値、最終需要のそれぞれに含め、国民所得統計との比較性を考慮して、家計外消費支出として特掲する」(pp.71-72)と記している。企業消費支出を営業経費(中間投入)とみるか、営業余剰(付加価値)とみるか、国民経済計算と見解を別にしていることを述べている。

また行政管理庁統計基準局編〔1963-64〕と同様に、企業消費支出には家計外消費支出に含めるよりも、雇用者所得に含めるべきものがあると指摘している。「この家計外消費支出は、福利厚生費、交際接待費および旅費(実際として支払われた分は除く、これは営業経費とみられるからである)から」なり、「福利厚生費に含まれている現物給与的な費目や旅費に含まれている日当などは、産業連関表では本来雇用者所得とみなすことが妥当であるが、前述のとおり、現行国民所得統計と概念を合わせるため家計外消費支出の方に含め」ているが、「法定福利厚生費に含まれる社会保険料の雇用主負担分は、雇用者所得に含まれるので、家計外消費支出には含めない」(行政管理庁編〔1969〕, p.72)と記している。

3.5 昭和45年産業連関表

行政管理庁〔1974〕では、昭和45年産業連関表における家計外消費支出の定義・範囲について、「Ⅷ 最終需要と付加価値」の総論の箇所におい

て、昭和40年産業連関表と同様な記述を行っている。それに加えて「第10章 経済企画庁担当部門」の家計外消費支出部門に関する各論において「産業連関表という家計外消費支出とは企業の消費的経費をいい、税法上ならびに会計上、経費控除が認められているものに相当する」(p.202)と記している。そして経費控除が認められている「法定福利費」、「交際費」、「旅費」の税法上ならびに会計上の概念を特に記してある。

まず「法定福利費」とは雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費であり、福利施設負担額、飲食費、保健衛生医療費、娯楽、スポーツ費、社宅、寮などの費用、慶弔費、およびその他の福利厚生費からなる。

次に「交際費」とは、得意先、仕入れ先、その他事業に関係あるものに対する、接待、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものであり、従業員慰安の費用は含まれないが、役員、または部課長等の忘年会、および新年会の費用、経理課員等の決算慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費としている。

そして「旅費」とは役員または従業員が事業の管理、販売等のため旅行に要した費用のうち日当、宿泊料部分とし、また転任、新任等のための支度金、赴任手当、看護手当等を含むとしている (pp.202-203)。

家計外消費支出の推計の基礎となったのは「法人企業間接費調査」であった。ただし、「この部門は本来企業の機密に属する事項であり、また広告宣伝費等その他の経費項目で支出される場合も多く、その実態を正確にとらえることに限界があり、一般的過少推計の傾向」(行政管理庁 [1974], p.204)があったと記している。そして「本部門の経費総額の推計についても、はじめから確定的な計数を固定することは、現存基礎統計から問題があり、調整過程でかなりの修正を行わざるをえなかった」(行政管理庁 [1974], p.204)としており、精度上の問題があったことをうかがわせる。

3.6 昭和50年産業連関表

行政管理庁編 [1979] によれば、昭和50年産業連関表における家計外消費支出の定義・範囲は、「いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う経費で家計消費支出に類似する支出であり、その範囲は福利厚生費（雇用者所得に含むもの及び内生経費に計上されるものを除く）と、交際費、接待費及び出張費から実際支払った運賃を除いた分（主として、宿泊費と日当）である。」(p.230)

家計外消費の内訳の表現が昭和45年表から変わっている。すなわち「旅費」が「宿泊・日当」に、「法定福利費」が「福利厚生費」に変わっている。

まず「宿泊・日当」とは役員又は従業員が事業の管理、販売等のため旅行に要した費用のうち、日当、宿泊旅行分とし、また、転任、新任等のための仕度金、赴任手当、看護手当を含むとしており、昭和45年産業連関表の「旅費」と同じである。

次に「交際費」とは得意先、仕入れ先、その他事業に関係あるものに対する接待、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものであり、従業員慰安の費用は含まれないが、ただし例外として、役員、又は部課長等の忘年会、および新年会の費用、経理課員等の決算慰労のための費用、部内の会議後における宴会費用等は交際費に含むとしており、昭和45年産業連関表の「交際費」と同じである。

そして「福利厚生費」とは雇用者所得として処理されているもの以外の福利厚生費で、福利施設負担額、保健衛生医療費、娯楽、スポーツ費、宿泊所、保養所から成っているとしている。昭和45年産業連関表の「法定福利費」と異なっている点は、飲食費、社宅の費用、慶弔費が含まれていないことである。

3.7 昭和55年産業連関表

行政管理庁編 [1984] によれば、昭和55年産業連関表における家計外消費支出の定義・範囲は、昭和50年産業連関表における記述と同じである。ただし、推計方法に関する記述にはいくつかの違いが見られる。まず、昭和50年の推計資料にあった「法人企業間接費調査」がなくなっている。そして昭和50年産業連関表及びその付帯表である50年V表を基に作成されている昭和50年U表（産業別財貨・サービス投入表）を延長推計して得られた昭和55年簡易U表（図2）から家計外消費支出各部門毎に産業別の投入額を合計することにより得たと記している。

図2



すなわち家計外消費支出の推計のための企業消費支出に関する特別な調査を実施せず、前回の産業連関表をベースに推計するようになったのである。前回の昭和50年産業連関表の家計外消費支出部門は「推計に利用できる資料が少なく、特に投入額は産出側との調整によらざるを得ない」（行政管理庁編 [1979], p.230）ものであった。だが、それでも法人企業間接費調査を実施していた。

ところで行政管理庁編 [1984] には「新SNAでは「宿泊・日当」「交際費」「福利厚生費」の家計外消費支出は産業の中間投入項目としてとり扱っている」（p.161）という注記がある。昭和50年産業連関表ではいったんこの記述がなくなっている（昭和45年産業連関表の「現行の国民所得統計では…」の記述がなくなっている）が、それが復活したことになる。ちなみ

に我が国では1978年に68SNA（当時は「新SNA」と呼ばれた）を導入した。

産業連関表の作成において、家計外消費を推計するための調査が廃止されて、前回の産業連関表の情報に基づいて延長推計する仕組みが導入される一方で、新しいSNAの基準の導入されたことは、大きな転機だったと考えられる。

3.8 昭和60年産業連関表以降

家計外消費支出の定義・範囲は昭和35年産業連関表以降、表現に変更はあるが、内容は同じである。推計方法は昭和55年以降、家計外消費支出の推計のために特別な調査を実施されていない。昭和60年産業連関表については、昭和55年産業連関表同様、過去の産業連関表の情報をベースに推計していることが記されている（総務庁編 [1989]）。平成2年産業連関表以降は推計方法の説明がなくなっているが、おそらく同様に過去の産業連関表の情報をベースに推計したと考えられる。

4. 国民経済計算審議会における家計外消費に関する議論

4.1 文献

前節で産業連関表における家計外消費の定義・範囲及び推計方法を概観してきたが、68SNAの導入（1978年）の直後の年次（1980年）について作成された昭和55年産業連関表（1984年公表）以降、大きな変化はない。したがって、そこに至るまでの国民経済計算における家計外消費に関する議論を検討する必要がある。

一橋大学社会科学統計情報研究センター資料室に経済企画庁経済研究所国民所得部『国民経済計算審議会消費部会資料』という文献がある。これには昭和38～39年の国民経済計算審議会における家計外消費に関する議論が収録されている。以下その内容を紹介する。

4.2 国民経済計算審議会第1回消費部会議事録

昭和38年5月30日に開かれた第1回消費部会では家計外消費に関して問題提起がなされた。その議事録の冒頭に部会長が次のような問題提起をしており、家計外消費が議論されることとなった背景が説明されている。

部会長 議題に入る前に私的感想を述べ問題の重要性を確認したい。

最近、国民経済計算と産業連関表との数字のギャップが大きな問題になっており、特に消費に関する数字が大きな問題を提供している。消費の数字については日本独特とも言うべき家計外消費という項目を持っている。諸外国においては物的方法の検討が進んでおり、わが国の場合にはせっかく世界に誇るべき家計調査体系を持ちながら、それだけに頼りきれず、物的方法と併用して、その間のギャップをどう調整するのかという問題がある。(以下略)

なお第1回消費部会の配布資料の中に「家計外消費について」がある。その中に「4.国民経済計算調査委員会の家計外消費の取り扱いに対する考え」という節があり、そこには以下のような記述がある。「同調査委員会・消費専門委員会報告中に述べられているように…(中略)…同委員会は家計外消費を現行のようすべて中間財とみなして、国民所得推計から除外することは問題であるとしている。しかして、所得に計上する場合には、家計外消費①“給与所得”および“家計消費”の両者に計上してバランスさせる。②“法人所得”および“その他の消費(純粹の家計消費に対して)”の両者に対してバランスさせる…という2案。また所得には算入しないで③調整項目中に“その他の消費”に見合う1項をたてる。という合計3つの案を示しているが、明確な結論は提示していない。」

ここで重要な点は「家計外消費を現行のようすべて中間財とみなして、国民所得推計から除外することは問題である」という認識が当時はあった

ことである。この認識は今日かなり希薄になっている。

さらに同配布資料には「5. SNA（国連標準方式）の考え方」という節があり、そこには以下のような記述がある。「SNAにおいては“家計外消費”という概念規定はない。したがって家計および企業の財貨・サービスに対する経常的支出は、すべて“final productsに対する家計の消費支出”か“intermediate productsに対する企業の経費支出”かのいずれかに分類される。賃金・俸給以外の企業の経費支出のうちから、勤労所得ならびに家計の消費支出にinputeする際の一般原則は①もし企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合に限る。②しかし企業によるその経費支出が営業上の必要経費としての範囲を明らかに逸脱している場合に限る。」

また同配布資料には「6. 現状と課題」という節があり、そこには以下のような記述がある。「現行国民所得推計は、家計外消費のほぼ全額を企業経費として除外しているが、この取り扱いに対して、国民経済計算調査委員会が問題を提起する論拠として、家計外消費は、我国において異常に多額であるとしている。」

このように「SNAにおいては“家計外消費”という概念規定はない」にも関わらず、「家計外消費は、我国において異常に多額である」ことが、わが国において家計外消費の取り扱いについて議論が行われた背景にある。

4.3 国民経済計算審議会第3回消費部会

昭和38年7月18日に第2回消費部会が開かれ、そこでは家計外消費に関する議論はあまりなされていない。昭和38年9月5日に第3回消費部会が開かれ、そこでは家計外消費について活発な議論が行われた。その議事録の抜粋は以下の通りである。

部会長より家計外消費について審議する旨発言があり、また小委員会における審議経過について説明があった後、質疑応答がなされた。

専門委員 SNA方式を基準にして個人消費と考えられるものはこれに振り向けるのか。

部会長 実際には分類が難しいが、国際比較を可能にする為にも、原則として振り向けたい。

部長 家計へのimputeをSNAではかなり制限しているものと解釈している。

委員長代理 給与住宅以外に個人消費に振り向けられるものはあるのか。

部長 労働省の“福利施設調査”によると官公営企業で現金収入25257円、民営企業で20477円の内、現物給与として前者1412円、後者1156円が支給されている。給与に対する比率は5.6%である。産業連関表では企業別に間接費を調査したが、SNAの解釈に照らして家計消費に該当するものはなかった。

ここで給与住宅の個人消費への振り向けが議論されているのは、小委員会における審議において「少なくとも会社の給与住宅については、持家住宅について民間借家なみの家賃で帰属計算を行なっている点からみて給与住宅についても一般家賃で評価計上すべきである」(第3回消費部会配布資料「小委員会における問題点と審議経過」)とされたからである。また「SNAの解釈に照らして家計消費に該当するものはなかった」とあるのは、国際基準における「企業がそれを支出しなければ必然的に家計が支出しなければならない場合に限る」という解釈に照らして「具体的に企業経費と個人消費的なものとの分離することは困難である」(前掲資料)とされたことを指す。

議事録ではこの後、給与住宅の議論が続く。そして最終的には「原則としてSNA方式を採用する。しかし実際には従来国民所得として個人消費として計算されていたものはそのままとする。そのほか給与住宅分について帰属計算して加える。他に法定外福利費のうち明確なものがあれば含める。

又、家計外消費的なものは国民所得計算には含めないが、別掲して利用者の便に供する。」という決定がなされた。これに従い社宅の費用は帰属計算されて個人消費支出に含められることになった。ちなみに産業連関表では、昭和45年表まで、社宅の費用は家計外消費に含められていたが、昭和50年表から除かれている。

このように第3回消費部会で家計外消費の取り扱いは決着したはずであった。ただし、有力な批判的意見があったことから小委員会でさらに再検討されることになった。

4.4 国民経済計算審議会消費部会小委員会

昭和39年9月14日に消費部会小委員会が開かれ、その議題は「家計外消費の再検討」であった。その議事録の抜粋は以下の通りである。

事務局 家計外消費の概念および取扱いについてはすでに当部会としては一応の決定をみているが、その後これに対する有力な批判的意見もあるので再検討をお願いしたい。なお、35年以外の年の推計の問題も併せて御討議いただきたい。

専門委員A これまでの消費部会の家計外消費の取扱いに対する見解は、これをpersonal consumption expenditureに含めるべきではないというだけであって、private consumption expenditureに含めるかどうかは未だ検討していない。だから家計外消費はpersonal consumption expenditureと別に支出として計上しこれとの合計をprivate consumption expenditureとしてはどうか。

専門委員B 自分もそう思う。

事務局 personal consumption expenditure と private consumption expenditureを使い分けて、前者と家計外消費との合計を後者とするという考え方は、諸外国に例がないばかりか国際標準方式の考え方も外れる。しかも、本部会としてはすでに家計消費と非営

利団体消費を合計したものをpersonal consumption expenditureとし、家計外消費はこれに含めないということを決めている。だからここでは家計外消費をprivate consumption expenditureに含めるか否か、いいかえると最終需要＝最終生産物として国民総支出および分配所得に計上するか否かが問題でこの点にしぼって討議してもらいたい。

すなわち、家計外消費支出を個人消費支出に含めないという点については意見が一致していたが、家計外消費支出を民間消費支出の一部として国民所得計算に含めるべきだという批判的意見があったのである。議事録はさらに続く。

専門委員 A 家計外消費を最終需要に算入しても、他方所得面では、勤労所得としないで振替所得とし、また可処分所得には入れないというように、国民所得勘定上、中間的な処理をすればよいのではないか。

事務局 家計外消費を所得・支出の両面に入れたのでは、中間的処理とは言えない。国民所得勘定上の中間的処理といえば、さきの国民経済計算調査委員会での一つの提案、つまり、支出面に計上しても所得面に計上せず、調整項目として処理するというやり方が、国民所得勘定上の中間的処理と言うにふさわしい方法ではないか。

専門委員 A 経済審議会計量小委員会はSNAの解釈にしたがって、家計外消費を、個人消費支出に加えるべきだと言っているが、この点はどう考えるか。

事務局 SNAは家計外消費の取り扱いを明確に規定しているわけではない。しかしSNAに関する各々の解釈によれば、家計外消費を企業消費とみなし、個人消費支出に算入しないという。これまで

の消費部会の統一見解は、概念上、また国際比較上も適当である
と考える。

ここで「経済審議会計量小委員会は…言っている」とあるのは、第2回消費部会で配布された「計画局の要望事項」における、「家計外消費は…(中略)…最終消費として、支出面に特掲し、また所得面では企業振替えとして特掲するとともに、GNP、GNEに含めることが望ましい。さもないと物的面とのチェックが極めて困難となるばかりでなく、社会的福祉指標としての消費水準の国際比較もむずかしくなる」ことを指すものと考えられる。このように家計外消費を国民所得計算に含めるべきという意見は、国民所得統計のユーザー（計量経済モデルの作成者）から来ていた。議事録はさらに続く。

部会長 家計外消費が中間財であるか、あるいは最終生産物であるかは、一概に決められない問題であろう。というのは国民所得統計の用途如何によって、家計外消費の取り扱いは異なって然るべきだからである。経済審議会計量小委員会の提案は、一つの用途にとって便利となるからという理由によるのではなかろうか。(物量面とのcheckが容易になるというのは理由にならない。)我々の従来からの案は、家計外消費を特掲するのだから、用途によって家計外消費を個人消費に含めたり、含めなかったり、あるいは一部だけ含めたりというような利用目的による各種の用途に耐えうるものとする。よって我々は、国民所得統計の時系列の面を重視して、現段階ではまだ正確な推計の出来ない家計外消費を、個人消費支出に計上するのは見合わせたい。

専門委員A・B 概念的には、所得か経費かの決め手はない。決めるべきではないのかも知れない。

部会長 家計外消費について、SNAがあいまいだとすれば、これは日

本で特に問題なのだから、日本で決めるべき問題かも知れない。

以上をまとめると、国民所得統計のユーザーからは家計外消費支出を個人消費支出に含めるべきだという意見があったが、「正確な推計の出来ない」家計外消費支出を個人消費支出に計上することにメーカーから強い反対があり、「現段階では、家計外消費を“所得・支出”に含めず、その全額を特掲することによって利用者の便に供する」ことになったことになる。

5. 2008SNAにおける企業消費の取り扱い

『2008年版国民勘定体系』（2008 SNA）は、2009年に国際連合で合意された国民経済計算の最新の国際基準である。その中では企業消費に関連して以下の記述がある。なお、引用したのは内閣府による仮訳（2017年3月3日参照）である。

7.50 雇用者がその仕事を遂行することを可能にするために、雇主が供給しなければならない財またはサービスは中間消費として扱う。たとえば、特別の防護服などを含む、そのような項目のリストは、段落 6.222にある。一方、現物報酬を構成する財・サービスは、仕事に必ずしも必要でなく、雇用者が都合の良い時に自己の判断または決定によって、自己または家計の別のメンバーのニーズと要求を満たすために使用することができる。

7.51 ほとんどすべての種類の消費財・サービスが、現物報酬として支給される可能性がある。以下の一覧表は、雇主によってその雇用者に無料で、または割引価格で支給される最も一般的なタイプの財・サービスのいくつかを含んでいる。

- a. 会社食堂で定期的に供給する食事と飲み物で少しでも補助的な要素を含むもの（実務的理由から、公式のもてなしや出張中で消費する食事や飲み物を測定することは、不必要である。）。

- b. 雇用者が属している家計のすべての構成員が利用できるタイプの住宅サービスまたは宿泊施設。
- c. 雇用者の個人的使用のために支給される車またはその他の耐久財のサービス。
- d. 鉄道会社または航空会社による雇用者のための無料の旅行、鉱夫のための無料の石炭のような、雇主自身の生産過程からの産出として生産される財およびサービス。
- e. 雇用者やその家族に対するスポーツ、娯楽、その他の休暇用施設。
- f. 通勤のための交通手段の提供、本来は有料であるが、無料または補助のある駐車場の提供。
- g. 雇用者の子供の世話

項目eから判断すると、雇用者の娯楽のために企業が負担した費用は、現物給付とみなして雇用者報酬となる。また項目gから判断すると、企業が負担した企業内保育所の費用も同様である。

6. 結論

今日の国民経済計算では企業消費支出は中間投入とされ、GDPには含まれない。だが昭和38～39年当時、国民経済計算では家計外消費支出をすべて中間財とみなして、国民所得推計から除外することは問題であるという認識が、特にユーザーにあった。だが、正確な推計が出来ない家計外消費支出を個人消費支出に計上することにメーカーから強い反対があり、家計外消費支出を“所得・支出”に含めず、その全額を特掲することによって利用者の便に供することになった。

産業連関表では家計外消費支出を最終需要に含めている。その推計方法は、昭和50年産業連関表までは企業消費支出を把握する特別調査を実施して推計してきたが、昭和55年産業連関表からは前回の産業連関表の情報に

基づいて延長推計する仕組みが導入され、今日に至っている。このような前回はベースに推計することの繰り返しの中で、企業消費支出の取り扱いに関する問題意識は生まれてこなかった。

だが2008SNAにおける企業消費支出の取り扱いを確認したところ、雇用のための娯楽のために企業が負担した費用、企業内保育所の費用は現物給付とみなして雇員報酬となる。現在のわが国のSNAではこれらは中間消費となっており、その分GDPが過小に推定されていると考えられる。企業消費支出について再検討すべき時期が来ているように思われる。

平成29年8月に公表された産業連関部局長会議『平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱』では、部門分類等の見直しにおいて家計外消費支出部門に関連して福利厚生費と雇員所得の関係整理が行われることが記された。すなわち、娯楽・スポーツ費を「福利厚生費」部門から除き、雇員所得（その他の給与及び手当）に含めることになった。大きな前進があったと言える。

引用・参考文献

- 行政管理庁統計基準局 [1961] 『昭和30年産業連関表の解説』
- 行政管理庁統計基準局編 [1963-1964] 『産業連関表作成作業報告,推計結果報告 昭和35年』 全国統計協会連合会
- 行政管理庁編 [1969] 『昭和40年産業連関表:統計表と解説』 政府資料調査会
- 行政管理庁 [1974] 『昭和45年産業連関表 総合解説編』 政府資料等普及調査会
- 行政管理庁編 [1979] 『昭和50年産業連関表 総合解説編』 行政管理庁
- 行政管理庁編 [1984] 『昭和55年産業連関表 総合解説編』 全国統計協会連合会
- 楠田義 [1964] 「わが国における産業別間接費について」 『経済分析』 第13号, 1964年9月, pp.56~73
- 経済企画庁経済研究所国民所得部編 [1964] 「「家計外消費」の取扱いについての消費部会小委員会の再検討経過について」 国民経済計算審議会消費部会資料6-1
- 作間逸雄 [1990] 「「企業消費」概念について」 『専修経済学論集』 14(2), 1980年3月, pp.69~81
- 産業連関部局長会議 『平成27年(2015年)産業連関表作成基本要綱』
- 総務庁編 [1989] 『昭和60年産業連関表 総合解説編』 総務庁
- 総務庁編 [1994] 『平成2年(1990年)産業連関表 総合解説編』 総務庁
- 総務庁編 [1999] 『平成7年(1995年)産業連関表 総合解説編』 総務庁
- 総務省編 [2004] 『平成12年(2000年)産業連関表 総合解説編』 総務省
- 総務省編 [2009] 『平成17年(2005年)産業連関表 総合解説編』 総務省
- 総務省編 [2015] 『平成23年(2011年)産業連関表 総合解説編』 総務省
- 通商産業省大臣官房調査統計部編 [1956] 『日本経済の産業連関分析』 東洋経済新報社
- 中村浩 [1977] 「経済企画庁「法人企業間接費調査」について(資料)」 『統計学』 (33), pp.93~103, 1977年9月

Review of Business Consumption Expenditure

Mikio SUGA

《Abstract》

Today, business consumption is classified as “consumption expenditure outside the household,” and it is considered as the final demand in the input output table. On the other hand, it can also be considered as an intermediate input and it is not included in the GDP in the national accounts, but recreational benefits in kind to employees can be classified as gross value added in accordance with international standards. In this paper, business consumption expenditure is reviewed from the point of view of the input output table and the national accounts.

